平成２３年（フ）第２４９号
愛知県岡崎市大和町字平田11番地１　グリーンヒル大和Ⅱ606
債務者　外山　和昭
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
福岡県豊前市大字三毛門695番地１　県営住宅三毛門10棟203号
債務者　中村さおり
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
沖縄県那覇市壺川３丁目２番地５壺川市営住宅２―806
債務者　安慶名律子
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１４４号
沖縄県那覇市古島２丁目21番地４コーポ松島205
債務者　玉城　鈴奈
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１６９号
沖縄県那覇市宇栄原１丁目５番１号１階
債務者　真栄城英子
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第６２号
栃木県小山市城北６丁目16番地２　アモーラルⅡ202号、従前の住所栃木県小山市駅東通り２丁目８番15号　第３東コーポ302号室
債務者　阿部ヨウコこと　アベ　アリス　ヨウコ
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月８日午前11時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２８号
愛媛県大洲市東大洲93番地２
債務者　石田　明彦
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月８日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第７号
岩手県宮古市黒田町６番６―102号　コートアイリス
債務者　土田加奈恵
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月15日午前10時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第２０３号
川崎市麻生区千代ヶ丘８丁目16番５号
債務者　栄　　克頼
１　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６５号
川崎市高津区梶ケ谷５丁目７番地15　カーサ香美奈201、前住所川崎市高津区蟹ケ谷62番地１　バルミー日吉1005
債務者　村上　博志
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
川崎市高津区梶ケ谷５丁目７番地15　カーサ香美奈201、前住所川崎市高津区蟹ケ谷62番地１　バルミー日吉1005
債務者　村上　孝子
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
愛知県岡崎市百々町字信義７番地７
債務者　五丸たまみ
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
静岡市駿河区手越原251―２、外国人登録原票記載事項証明書上の住所静岡市葵区千代１丁目13番71号
債務者　李　　相仁
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８９号
東京都府中市若松町２丁目41番地の２
債務者　高木英理子
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７８号
静岡県藤枝市高柳１丁目14番17号　ニューフェニックスマスダ401号
債務者　長瀬　暁子
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月６日午前11時50分
静岡地方裁判所民事第２部